



各 位

平成 18 年 5 月 18 日

会 社 名：小松精練株式会社  
代 表 者 名：取締役社長 任田 賢久  
コード番号：3580 東証第 1 部  
問 合 せ 先：専務取締役 中田 清英  
TEL ( 0761 ) 55-1111

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 18 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 9 期定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- ( 1 ) 「会社法」(平成17年法律第86号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号。以下「整備法」という。 )、「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)および「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

公告方法について、周知性の向上および公告手続の合理化を図るため電子公告制度を採用することとし、公告の方法(現行定款第4条)の所要の変更を行うものであります。

単元未満株主が有する権利を明らかにするために、単元未満株式の権利(変更案第10条)を新設するものであります。

株主総会の招集に際し、株主の皆様の利便性を高めるために、インターネットを利用した方法による株主総会参考書類等の開示を可能とするための規定(変更案第16条)を新設するものであります。

株主総会における議決権の行使が混乱しないよう、議決権の代理行使は複数名ではなく1名の株主様に限られることを明確にするための規定(変更案第18条)に変更するものであります。

取締役会を機動的に運営するため、その決議を書面または電磁的方法により行うことが可能となる規定を(変更案第26条第2項)新設するものであります。

機関の設置の規定に伴い、会計監査人に関する規定(変更案第6章)を新設するものであります。

その他、整備法により定款に一定の定めがあるものとみなされた規定の新設・変更のほか、全般において会社法に対応した文言および引用条文等について所要の変更を行うものであります。

- ( 2 ) 平成 18 年 5 月 18 日に執行役員制度の導入を決議したことに伴って、取締役の定員(変更案第20条)を変更するものであります。  
( 3 ) その他、全般にわたり文言の修正、条項の調整、構成の整理等を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 29 日(木曜日)  
定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 29 日(木曜日)

以上

(下線の箇所は変更部分)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 &lt;省略&gt;</p> <p>(目的) 第2条 &lt;省略&gt;</p> <p>(本店の所在地) 第3条 &lt;省略&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞および金沢市において発行する北国新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(株式の総数) 第5条 当社が発行する株式の総数は、1億株とする。<u>ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式数および単元未満株券の不発行) 第7条 当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。 当社は、<u>1単元に満たない株式数を表示した株券を発行しない。</u></p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(目的) 第2条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(本店の所在地) 第3条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(機関の設置) 第4条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人の機関を置く。</u></p> <p>(公告方法) 第5条 <u>当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 <u>当社の発行可能株式総数は、1億株とする。</u></p> <p>(株券の発行) 第7条 <u>当社は、その株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己株式の取得) 第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。 <u>2 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(単元未満株式の権利) 第10条 <u>当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> <u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> <u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利</u></p>

<p>(名義書換代理人)  <u>第8条</u> 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u>  <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u>  <u>当社の株主名簿および実質株主名簿（以下株主名簿等という。）ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ当社においてはこの取扱わない。</u></p> <p>(株主の届出)  <u>第9条</u> 当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）<u>登録質権者および信託の受託者またはこれらの法定代理人もしくは法定の代表者は、その住所氏名、印鑑を当社の名義書換代理人に届けなければならない。</u>  <u>変更の場合も同様である。</u>  <u>第2項の届出を怠り、これによって生じた通知または催告の遅延その他の損害については、当社は一切その責に任じない。</u></p> <p>(株式取扱規則)  <u>第10条</u> 当社の発行する株券の種類ならびに<u>株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱については、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(基準日)  <u>第11条</u> 当社は、<u>毎決算期現在の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主名簿に記載された実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とみなす。</u>  <u>前項および本定款に別段の定めがある場合を除き、必要があるときには取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日現在の株主名簿に記載された株主又は登録質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録質権者とみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)  <u>第12条</u> 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p>	<p>(株主名簿管理人)  <u>第11条</u> 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p><u>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u>  &lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>(株式取扱規則)  <u>第12条</u> 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、<u>法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集の時期)  <u>第13条</u> 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にこれを招集する。</p>
---	---

<新設>

(議長)

第13条 株主総会の議長は取締役社長がこれにあたり、取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

<新設>

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってする。

商法第343条の規定による株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってする。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は代理人であることを証する書面を総会開催前に当会社へ提出しなければならない。

(議事録)

第16条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果は議事録にこれを記載または記録し、議長および出席取締役がこれに記名捺印または電子署名を行なう。

#### 第4章 取締役および取締役会

(定員)

第17条 当会社の取締役は14名以内とする。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社は、毎年3月31日の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対してそれらを提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社へ提出しなければならない。

(議事録)

第19条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項についてはこれを議事録に記載または記録する。

#### 第4章 取締役および取締役会

(定員)

第20条 当会社の取締役は12名以内とする。

(選任)

第18条 <省略>

取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。

取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(代表取締役)

第19条 取締役会は、その決議をもって取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長2名以内、専務取締役および常務取締役若干名を定めることができる。

当会社を代表する取締役は、取締役会の決議をもって定める。

(業務の執行)

第20条 取締役社長は、取締役会の決議を執行し会社業務を総括する。取締役副社長、専務取締役または常務取締役は取締役社長を補佐して会社の日常業務を処理し、取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役が代行する。

(任期)

第21条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

補欠または増員により選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。

(取締役会の招集通知)

第22条 <省略>

(取締役会の招集権者)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の決議方法)

第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもってする。

<新設>

(選任)

第21条 <現行どおり>

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(代表取締役および役付取締役)

第23条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

2 取締役会は、その決議をもって取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長2名以内、専務取締役および常務取締役若干名を定めることができる。

<削除>

(任期)

第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠または増員により選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。

(取締役会の招集通知)

第25条 <現行どおり>

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

<削除>

(取締役会の決議方法)

第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。

2 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合において、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

<p>(取締役会の議事録) 第25条 <u>取締役会の議事の経過の要領およびその結果は議事録にこれを記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または電子署名を行なう。</u></p> <p>(報酬) 第26条 <u>取締役の報酬は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p> <p>(相談役) 第27条 &lt;省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(定員) 第28条 &lt;省略&gt;</p> <p>(選任) 第29条 <u>監査役は株主総会において選任する。</u> <u>監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第30条 <u>監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(任期) 第31条 <u>監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> &lt;省略&gt;</p> <p>(監査役会の招集通知) 第32条 &lt;省略&gt;</p> <p>(監査役会の決議方法) 第33条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってする。</u></p> <p>(監査役会の議事録) 第34条 <u>監査役会の議事の経過の要領およびその結果は議事録にこれを記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名を行なう。</u></p> <p>(報酬) 第35条 <u>監査役の報酬は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p>	<p>(取締役会の議事録) 第27条 <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については議事録にこれを記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または電子署名を行う。</u></p> <p>(報酬等) 第28条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(相談役) 第29条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(定員) 第30条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(選任) 第31条 <u>監査役は株主総会において選任する。</u> 2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第33条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(任期) 第32条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(監査役会の招集通知) 第34条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(監査役会の決議方法) 第35条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役会の議事録) 第36条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については議事録にこれを記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名を行う。</u></p> <p>(報酬等) 第37条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>
--	---

<p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>(営業年度および決算期)</p> <p>第36条 当社の営業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとし、<u>営業年度の末日を決算期とする。</u></p> <p>(利益配当)</p> <p>第37条 当社の利益配当金は、<u>毎決算期における最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u></p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>(中間配当)</p> <p>第38条 当社は、<u>取締役会の決議により、毎年9月30日現在における最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に対して、中間配当金としての金銭の分配を行なうことができる。</u></p> <p>(利益配当金等の除斥期間)</p> <p>第39条 <u>利益配当金もしくは中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>(選任方法)</p> <p>第38条 <u>会計監査人の選任は株主総会において行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第39条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p> <p>2 <u>前項の定時株主総会において別段の決議がないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第40条 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第41条 <u>株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</u></p> <p>2 <u>前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第42条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</u></p>
---	--